

名古屋市告示第126号

有料公園施設等の供用月日の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の4第2項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第6条第3項の規定により告示します。

令和 8年 3月27日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 有料公園施設等の名称
ガーデンプラザ（荒子川公園）

2 変更内容
令和 8年 3月30日（月）を供用する日に変更します。